

○総務省告示第百四十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成三十一年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を加算して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役員（法第百</p>	<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成三十一年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を加算して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役員（法第百四</p>
---	--

四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員(法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員(法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

I 地方公共団体の職員等である組合員に係る追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times B \times C \times D$$

算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員

、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員又は当該地方公共団体が設立した職員引

十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員(法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員(法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。)である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

I 地方公共団体の職員等である組合員に係る追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times B \times C \times D$$

算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分(公立学校共済組合に

あつては、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三三号)第二条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校教職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条に掲

継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百五号）第一条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に於する別表第1に掲げる率

A2 当該地方公共団体の職員、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員又は当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員に係る地共済組合の区分に於する別表第2に掲げる率

〔B～D 略〕

〔注〕

〔（1） 略〕

（2） 一の地共済組合に係る追加費用率（厚生年金保険給付等追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の（注）（3）及び（注）（4）において同じ。）を算定する場合において、一の地方公共団体の職員、一の特定地方独立行政法人の職員、一の職員引継一般地方独立行政法人の職員、一の定款変更一般地方独立行政法人の職員又は一の職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員について施行日の前日に適用されていた退職年金条例又は恩給法が二以上あるときは、最も多数の職員に適用されていた退職年金条例又は恩給法に定める支給条件により算定する。

（3） 一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員、一の特定地方独立行政法人の職員、一の職員引継一般地方独立行政法人の職員、一の定款変更一般地方独立行政法人の職員又は一の職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退職料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

〔ア～オ 略〕

〔（4）～（5） 略〕

〔II 略〕

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率
地方職員共済組合	28.2

ける職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に於する別表第1に掲げる率

A2 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分に於する別表第2に掲げる率

〔B～D 同左〕

〔注〕

〔（1） 同左〕

（2） 一の地共済組合に係る追加費用率（厚生年金保険給付等追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の（注）（3）及び（注）（4）において同じ。）を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員について施行日の前日に適用されていた退職年金条例又は恩給法が二以上あるときは、最も多数の職員に適用されていた退職年金条例又は恩給法に定める支給条件により算定する。

（3） 一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退職料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

〔ア～オ 同左〕

〔（4）～（5） 同左〕

〔II 同左〕

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率
地方職員共済組合	32.7

		<u>1000</u>
公立学校共済組合	義務教育職員	43.3 — <u>1000</u>
	その他教職員	26.0 — <u>1000</u>
警察共済組合		19.7 — <u>1000</u>
東京都職員共済組合		17.9 — <u>1000</u>
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		15.4 — <u>1000</u>
都市職員共済組合		

別表第2 経過の長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過の長期給付追加費用率
地方職員共済組合	2.6 — <u>1000</u>

		<u>1000</u>
公立学校共済組合	義務教育職員	45.5 — <u>1000</u>
	その他教職員	27.6 — <u>1000</u>
警察共済組合		17.6 — <u>1000</u>
東京都職員共済組合		19.5 — <u>1000</u>
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		17.8 — <u>1000</u>
都市職員共済組合		

別表第2 経過の長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過の長期給付追加費用率
地方職員共済組合	3.7 — <u>1000</u>

公立学校共済組合	義務教育職員	4.5 — <u>1000</u>
	その他教職員	2.5 — <u>1000</u>
警察共済組合		2.2 — <u>1000</u>
東京都職員共済組合		1.6 — <u>1000</u>
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		1.2 — <u>1000</u>
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 略]

公立学校共済組合	義務教育職員	5.4 — <u>1000</u>
	その他教職員	3.3 — <u>1000</u>
警察共済組合		2.0 — <u>1000</u>
東京都職員共済組合		2.0 — <u>1000</u>
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合		1.9 — <u>1000</u>
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 同左]

備考 表中の「」の記号は注記による。